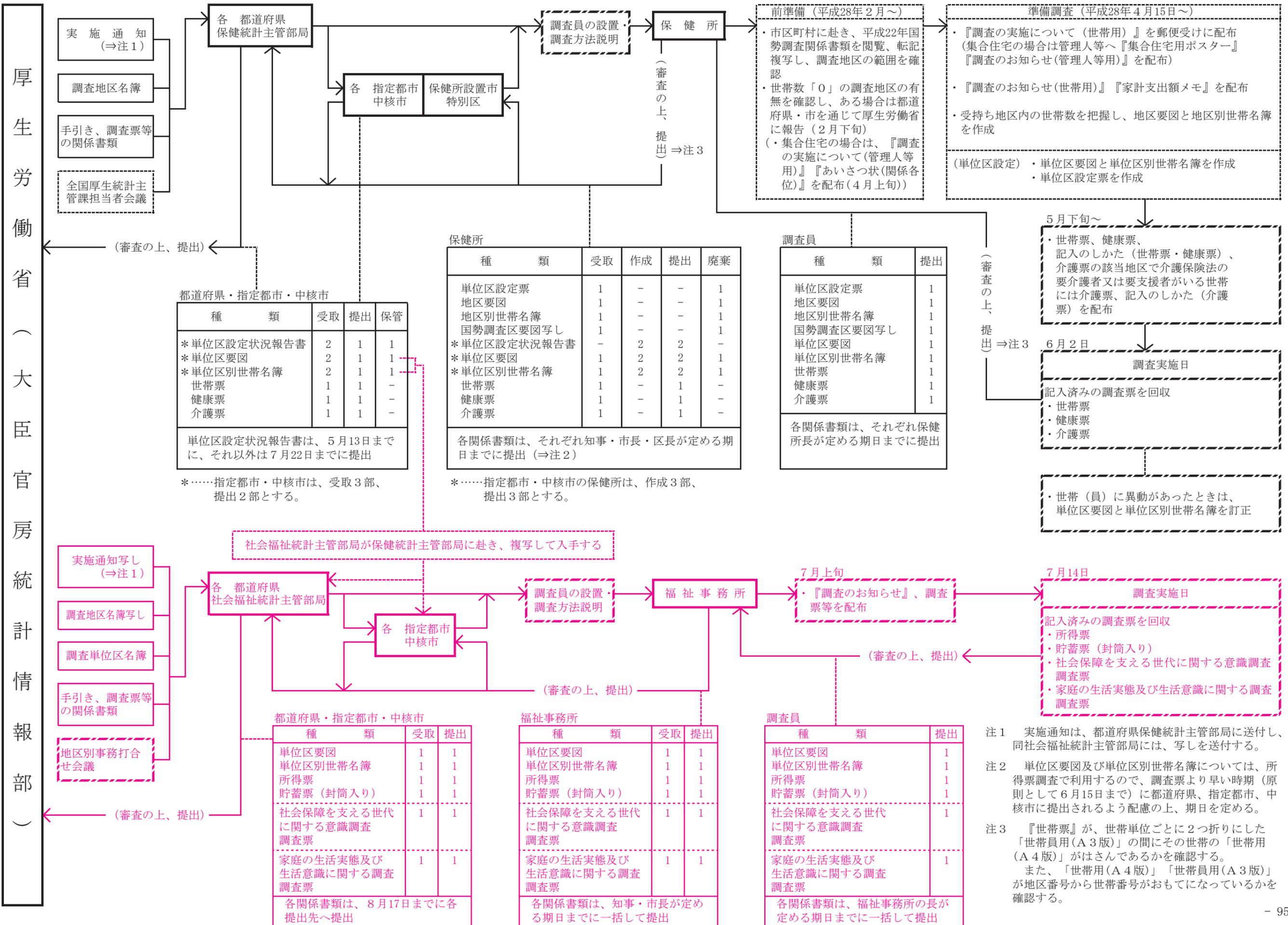


◎ 平成28年国民生活基礎調査の流れ図（社会保障を支える世代に関する意識調査、家庭の生活実態及び生活意識に関する調査を含む。）



注1 実施通知は、都道府県保健統計主管部局に送付し、同社会福祉統計主管部局には、写しを送付する。

注2 単位区要図及び単位区別世帯名簿については、所得票調査で利用するので、調査票より早い時期(原則として6月15日までに)に都道府県、指定都市、中核市に提出されるよう配慮の上、期日を定める。

注3 『世帯票』が、世帯単位ごとに2つ折りにした「世帯員用(A3版)」の間にその世帯の「世帯用(A4版)」がはさんであるかを確認する。  
また、「世帯用(A4版)」「世帯員用(A3版)」が地区番号から世帯番号がおもてになっているかを確認する。